

# ぺんてる株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：ぺんてる株式会社  
(英文名：PENTEL CO., LTD.)
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会  
業種：画材、筆記具、その他事務用品製造業
- (3) 資本金：45,000万円
- (4) 営業品目：画材、筆記具などの文具事務用品。タッチパネル、デジタイザー、デジタルペンなどの電子機器。産業用ロボット、産業用自動組立機、射出成形用精密金型、精密ハンドプレス。化粧品部品、医療機器などのOEM関連製品。
- (5) CIマーク



この“Spirit of Wonder”とは、「ぺんてるは世界中のお客様に、ワクワク、ドキドキするような楽しい製品を提供していく」という当社の心意気を示したメッセージです。

### (6) 社名の由来と理念：

当初、創立当時の大日本文具株式会社時代に開発されたオイルパステルに、「ぺんてる」という商品名がつけられました。これはペインティング（絵を描くこと）の「ペン」と「パステル」の「テル」を合わせて命名されたものでした。後に、当社の製品ブランド名として「ぺん

てる」という名称が使われてきました。

1963年における爆発的な「サインペン」のヒット、シャープペンシル、替芯など新製品の世界市場への導入に伴い、世界に通じる名称として、1971年「ぺんてる」を正式社名としました。この時には筆記具のペン（PEN）と「伝える、表現する」のテル（TELL）の意味も付加した考え方をしました。

「PENTEL」は、現在では世界130ヶ国で登録されている商標です。

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

知的財産管理室と称し、組織上は中央研究所に属しているが、技術部門、営業部門を含めた全社の知的財産活動を担っている。

### (2) 構成及び人員

知的財産管理室は、事務担当を含め8名で構成されている。特許・実案・意匠・商標の調査・出願・権利化及び権利取得後の維持管理の他、侵害調査及びその対応、知的財産関連契約の締結から維持管理まで、幅広い業務を行っている。

### (3) 沿革

1963年より、本社機構の総務部内で国内外の特許業務を行っていたが、1972年3月に特許課が設立され、その後2002年7月より中央研究所に所属する知的財産管理室となり現在に至る。

## 3. わが社の知的財産活動

当社は、世界に先駆けて数々の新製品を世に送り出している（以下にその一例）開発型企業

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

であり、模倣品や類似品の発生も多く、これに伴い知的財産活動も活発である。

- ・1962年：従来の粘土芯に代わる世界初の合成樹脂を使用した折れ難い「HI-POLYMER芯」を開発・発売
- ・1967年：滑らかに筆記できる世界初の水性樹脂チップボールペン「ローリングマーカー」を発売
- ・1973年：世界に先駆けてサイドノック式シャープペンシルを量産化発売
- ・1983年：従来のハケ式に代わる世界初のペンタッチ式修正液を発売
- ・1996年：超人気商品となった「Hybrid」ミルキーシリーズを発売
- ・2004年：ボールペンによる手書き筆跡をPCに入力できるデジタルペン「AIR PEN」を発売
- ・2007年：滑らかに筆記できる極細ゲルインキボールペン「Slicci (スリッチ)」を発売

#### (1) 知的財産の発掘から出願

各研究・開発部署毎に毎月1回定期的に知財室員も加わってミーティングを行い発明の種を発掘している。中央研究所に属していることもあって、その後のきめ細かい打合せも容易であり、研究・開発のタイムスケジュールとのマッチングを取りつつ、出願まで結びつける様努めている。

#### (2) 知的財産の評価

特許については、審査請求時に登録性及び有効活用性の観点から、各研究・開発部署と共に出願物件1件毎に評価・判定を行っている。権利化後は、実案、意匠、商標と同様に、年金納付時毎に主として有効活用性の観点から商品戦略部門及び技術部門と評価・判定を行っている。

発明から出願時点では、発明者の自由な発想を尊重している。

#### (3) 権利の活用

取得した権利は、中国模倣品問題対策に代表

されるような自社製品保護のための受動的活用は勿論のこと、当社にとってメリットが有るならば、実施許諾やクロスライセンスなどといった能動的活用にも積極的に利用されている。

#### (4) 社内における知的財産意識の高揚対策

2005年度より報償・報奨制度を改定し、毎年、出願、登録、権利の有効活用実績に基づく報償金（上限無し）により有効活用性の高い出願意欲の高揚を図ると共に、積極的な知的財産活動への貢献に対しても報奨を実施している。

また、その都度話題となった判例などを自社状況になぞらえつつ簡便に解説した知財ニュースを、発明・創作者サイドへ定期的に発信することで、知的財産活動への関心を高める様努めている。

#### (5) 社内知的財産教育

新入社員全員を対象とした教育の一環として、知的財産に関する一般知識の教育と報奨制度を含めた社内制度の概要説明を行っている。

研究・開発部門の技術者は、更に初級コースから明細書の書き方まで、日本知的財産協会主催の講習会をフルに活用した教育を受けている。ここで得られた知識は、明細書作成段階での知財室員とのディスカッションを通して、より実践的に育まれて行く。

## 4. 今後の計画

海外においては、現地責任者や開発技術者と当室で直接打合せを行いながら、現地における模倣品問題などを解決しており、重点は主要販売国であった欧米から、中国を始めとするアジア諸国へと移りつつある。

開発拠点が日本国内にあることから、国内中心になりがちであったが、製品開発のグローバル化が進む中、今後は海外拠点を含めた知的財産管理の一元化を目指して行く。

(原稿受領日 2007年9月20日)